

令和8年かすみがうら市議会第2回定例会

市長提出議案概要書

令和8年5月26日

かすみがうら市

目 次

○ 報告〔 6 件 〕

報告第 2 号	令和 7 年度かすみがうら市一般会計継続費繰越計算書について	……………	1
報告第 3 号	令和 7 年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について	……………	2～3
報告第 4 号	令和 7 年度かすみがうら市水道事業会計予算繰越計算書について	……………	4
報告第 5 号	令和 7 年度かすみがうら市下水道事業会計予算繰越計算書について	……………	5
報告第 6 号	令和 7 年度かすみがうら市下水道事業会計予算事故繰越計算書について	……………	6
報告第 7 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	……………	7

○ 承認〔 2 件 〕

承認第 2 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市税条例の一部を改正する条例〉	……………	8
承認第 3 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例〉	……………	9～10

○ 条例に関する議案〔2件〕

議案第41号	地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	……………	11
議案第42号	かすみがうら市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について	……………	12

○ 予算に関する議案〔1件〕

議案第43号	令和8年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）	……………	13～15
--------	---------------------------	-------	-------

○ 財産の取得に関する議案〔1件〕

議案第44号	小中義務教育学校学習者用コンピュータ機器等の取得について	……………	16
--------	------------------------------	-------	----

○ その他の議案〔2件〕

議案第45号	市道路線の変更について	……………	17～18
議案第46号	市道路線の廃止について	……………	19～20

報告第2号	令和7年度かすみがうら市一般会計継続費繰越計算書について
-------	------------------------------

1 要 旨

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、かすみがうら市一般会計継続費繰越計算書を報告するもの。

2 内 容

(1) 総務費

ア 霞ヶ浦コミュニティセンター管理に要する経費

[総務企画部：経営企画課]

報告第3号	令和7年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について
<p>1 要 旨</p> <p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書を報告するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>（1） 総務費</p> <p>ア 戸籍事務に要する経費</p> <p>（2） 民生費</p> <p>ア 物価高対応子育て応援手当支給に要する経費</p> <p>イ 低所得の子育て世帯生活応援特別給付金支給に要する経費</p> <p>（3） 衛生費</p> <p>ア 一般廃棄物処理に要する経費</p> <p>（4） 農林水産業費</p> <p>ア 園芸振興に要する経費</p> <p>（5） 商工費</p> <p>ア かすみエール生活応援商品券交付に要する経費</p> <p>（6） 土木費</p> <p>ア 道路維持管理に要する経費</p> <p>イ 市道整備に要する経費</p> <p>ウ （仮称）千代田PAスマートIC関連事業に要する経費</p> <p>エ 都市計画調整に要する経費</p> <p>（7） 消防費</p> <p>ア 災害対策に要する経費</p>	

(8) 教育費

ア 中学校施設整備に要する経費

[総務企画部：経営企画課]

報告第4号	令和7年度かすみがうら市水道事業会計予算繰越計算書 について
<p>1 要 旨</p> <p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和7年度かすみがうら市水道事業会計予算繰越計算書を報告するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>（1） 資本的支出</p> <p>ア 7単独第5号配水管布設替工事</p> <p>イ 配水管布設替工事</p> <p style="text-align: right;">〔 都市建設部：上下水道課 〕</p>	

報告第5号	令和7年度かすみがうら市下水道事業会計予算繰越計算書について
<p>1 要 旨</p> <p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和7年度かすみがうら市下水道事業会計予算繰越計算書を報告するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>（1） 資本的支出</p> <p>ア 流域下水道建設負担金</p> <p style="text-align: right;">〔 都市建設部：上下水道課 〕</p>	

報告第6号	令和7年度かすみがうら市下水道事業会計予算事故繰越計算書について
<p>1 要 旨</p> <p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和7年度かすみがうら市下水道事業会計予算事故繰越計算書を報告するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>（1） 下水道事業費用</p> <p> ア W－PPP導入可能性調査</p> <p>（2） 資本的支出</p> <p> ア 流域下水道建設負担金</p> <p style="text-align: right;">〔 都市建設部：上下水道課 〕</p>	

報告第7号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉
<p>1 要 旨</p> <p>やまゆり館健康づくりコーナー内の事故による損害賠償の額及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 相手方 かすみがうら市在住の個人</p> <p>(2) 示談内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過失割合 かすみがうら市 100% : 相手方 0% ・損害賠償額 かすみがうら市 432,943円 <p>(3) 事故の内容</p> <p>令和7年10月30日午後4時10分頃、やまゆり館健康づくりコーナー内において、相手方がトレーニング機器を使用中、機器内部のストッパーが外れたため、椅子から床に倒れ受傷した。</p> <p>(4) 事故発生場所 やまゆり館健康づくりコーナー内</p> <p>3 専決処分日</p> <p>令和8年4月28日</p> <p style="text-align: right;">〔 保健福祉部：社会福祉課 〕</p>	

承認第2号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市税条例の一部を改正する条例〉
<p>1 要 旨</p> <p>かすみがうら市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>（1） 軽自動車税関係・・・車両取得時に課税される環境性能割の廃止に伴う改正（種別割から軽自動車税への名称変更）</p> <p>（2） 固定資産税関係・・・家屋及び償却資産の免税点の引上げ</p> <p>①家 屋： 20万円→ 30万円</p> <p>②償却資産：150万円→180万円</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和8年4月1日</p> <p>4 専決処分日</p> <p>令和8年3月31日</p> <p style="text-align: right;">〔 市民部：税務課 〕</p>	

承認第 3 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例〉
<p>1 要 旨</p> <p>かすみがうら市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定所得について、「市長が定める額」とした前回改正（本年第 1 回定例会）の後、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 83 号）及び地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 44 号）が、令和 8 年 3 月 31 日に公布、同年 4 月 1 日から施行とされたため、これらの規定に準じた金額に改正するものです。</p> <p>ア 賦課限度額の引上げ 113 万円 (令和 7 年度 109 万円)</p> <p>＜内訳＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎課税額 67 万円（同 66 万円） ・後期高齢者支援金等課税額 26 万円（改正なし） ・介護納付金課税額 17 万円（改正なし） ・子ども・子育て支援納付金課税額 3 万円（新設） <p>イ 低所得者に係る軽減判定所得の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5割軽減 31 万円（令和 7 年度 30 万 5000 円） ・2割軽減 57 万円（同 56 万円） 	

ウ その他所要の見直し

3 施行年月日

令和8年4月1日

4 専決処分日

令和8年3月31日

[保健福祉部：国保年金課]

議案第 4 1 号	地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について【整理】
<p>1 要 旨</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 2 3 7 号）の施行に伴い、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）及び地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）が条ずれし、関係条例の引用条項に影響が生じたことから、この条例を制定するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>（1） 地方自治法第 2 4 3 条の 2 の 7（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責）及び第 2 4 3 条の 2 の 8（職員の賠償責任）について、それぞれ第 2 4 3 条の 2 の 8 及び第 2 4 3 条の 2 の 9 に条ずれしたため、これらの規定を引用する次の条例を改正</p> <p>ア かすみがうら市監査委員条例</p> <p>イ かすみがうら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例</p> <p>ウ かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</p> <p>（2） 地方自治法施行令第 1 7 3 条の 4（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等）について、第 1 7 3 条の 5 に条ずれしたため、この規定を引用する次の条例を改正</p> <p>ア かすみがうら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和 8 年 9 月 2 4 日</p> <p style="text-align: right;">〔 総務企画部：総務課 〕</p>	

議案第 4 2 号	かすみがうら市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>かすみがうら市火災予防条例の一部改正に伴い、火入れの中止に関する要件に、林野火災に関する注意報又は林野火災の予防を目的とした火災に関する警報が発令された場合を加えるほか、所要の改正を行うもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 火入れの中止要件の追加 (第 1 4 条)</p> <p>火入れ許可を受けた者が火入れを中止しなければならない要件として、乾燥注意報の発表、林野火災注意報又は林野火災警報が発令された場合を追加するもの。</p> <p>(2) 規定の整備 (第 1 4 条)</p> <p>法制執務上の表記基準に基づき、「とき」を「場合」に、「ときには」を「場合には」に改めるなど、所要の文言整理を行うもの。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>公布の日</p> <p style="text-align: right;">〔 産業経済部：農林水産課 〕</p>	

議案第43号

令和8年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ30,033千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ20,670,033千円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
県支出金	1,532,139	2,342	1,534,481
繰越金	17,851	8,891	26,742
市債	1,849,200	18,800	1,868,000
歳入合計	20,640,000	30,033	20,670,033

(2) 歳出の補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
総務費	2,984,202	304	2,984,506
民生費	7,588,079	132	7,588,211
衛生費	1,131,066	1,360	1,132,426
農林水産業費	615,333	8,600	623,933
商工費	615,591	4,268	619,859
消防費	1,830,900	9,840	1,840,740
教育費	2,029,545	5,529	2,035,074
歳出合計	20,640,000	30,033	20,670,033

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
霞ヶ浦庁舎管理に要する経費	304	総務課
イ 民生費の事業費		
障害者自立支援に要する経費	132	社会福祉課
ウ 衛生費の事業費		
火葬場運営に要する経費	1,360	環境防災課
エ 農林水産業費の事業費		
林業振興に要する経費	8,600	農林水産課
オ 商工費の事業費		
雪入ふれあいの里公園等管理運営に要する経費	4,268	商工観光課
カ 消防費の事業費		
常備消防に要する経費	9,840	消防総務課
キ 教育費の事業費		
第1常陸野公園管理運営に要する経費	5,529	生涯学習課

〔 総務企画部：経営企画課 〕

令和8年度 一般会計補正予算第1号 R080602第1回定例会

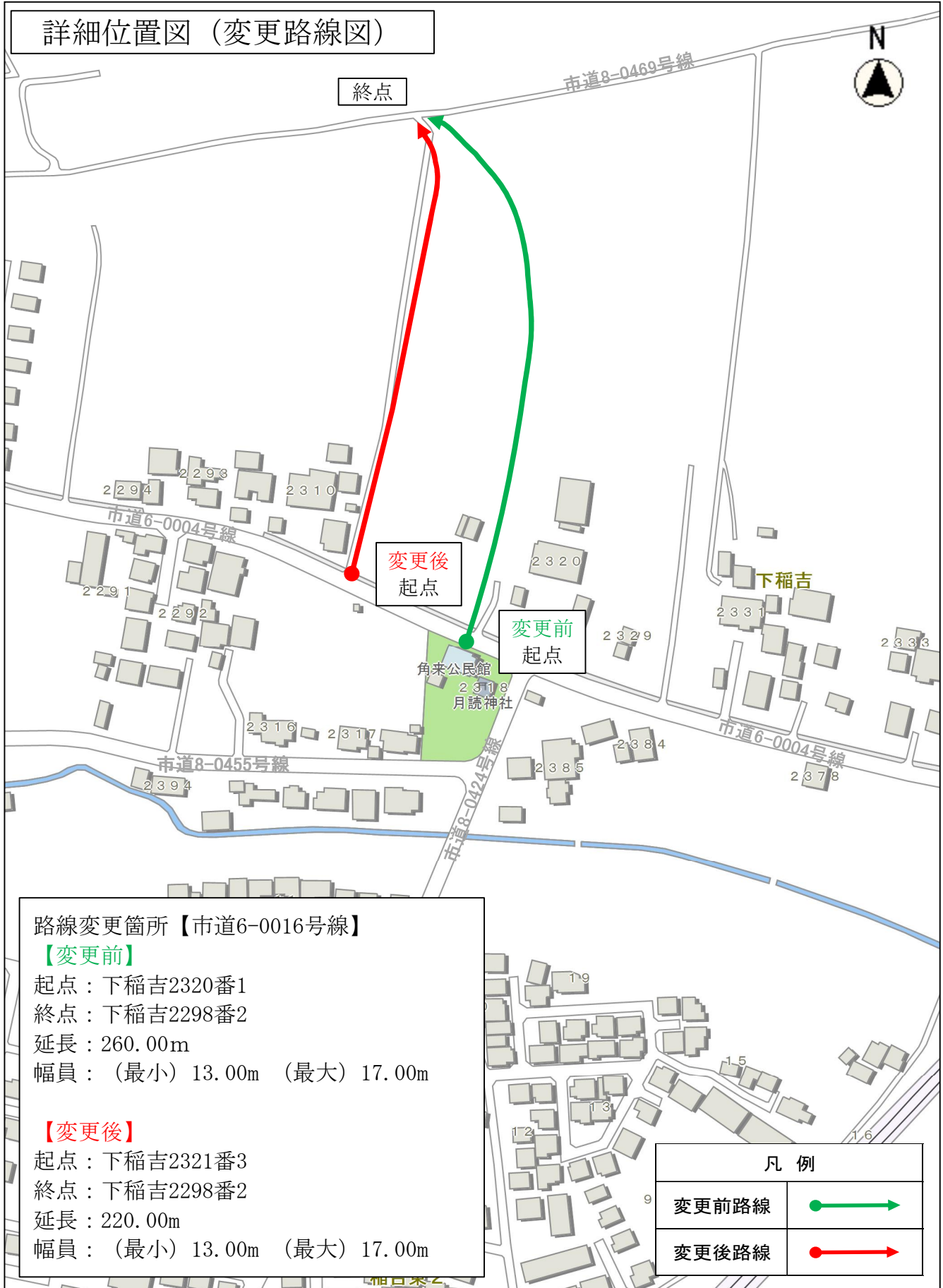
No	事業 内 容	単位：千円
1	霞ヶ浦庁舎管理に要する経費	304
	庁舎照明リース料	304
2	障害者自立支援に要する経費	132
	障害者自立支援給付審査支払等システム改修業務委託	132
3	火葬場運営に要する経費	1,360
	鹿行広域火葬場使用料補助金	1,360
4	林業振興に要する経費	8,600
	林道法面補修工事実施設計委託	1,800
	林道法面補修工事	6,800
5	雪入ふれあいの里公園等管理運営に要する経費	4,268
	ネイチャーセンター空調設備等改修工事	4,268
6	常備消防に要する経費	9,840
	埋蔵文化財発掘調査業務	9,840
7	第1常陸野公園管理運営に要する経費	5,529
	低濃度PCB含有変圧器交換業務委託	5,163
	低濃度PCB含有変圧器収集運搬・処分業務委託	366
合 計		30,033

※1 事業の内容は主なものを掲載しているため合計と一致しない場合がある

議案第44号	小中義務教育学校学習者用コンピュータ機器等の取得について
<p>1 要 旨</p> <p>小中義務教育学校学習者用コンピュータ機器等の取得について、かすみ がうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (平成17年かすみがうら市条例第51号)第3条の規定により、議会の 議決を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 取得する財産 小中義務教育学校学習者用コンピュータ機器等</p> <p>(2) 概 要 Chrome OS端末 2,888台</p> <p>(3) 取得金額 154,074,800円</p> <p>(4) 相手方 茨城県つくば市春日2-26-3 リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部 茨城支社公共文教営業部 部長 XXXXXXXXXX</p> <p>(参考)</p> <p>納入期限 令和8年11月30日</p> <p style="text-align: right;">〔 会計事務局：会計課 〕</p>	

議案第45号	市道路線の変更について
<p>1 要 旨</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>下稲吉地内に位置する市道整備に伴い、路線を変更するもの。</p> <p>（1） 変更しようとする路線</p> <p>ア 路線名 市道6-0016号線</p> <p>イ 延長 220.00メートル（変更後）</p> <p style="text-align: right;">〔 都市建設部：道路課 〕</p>	

詳細位置図 (変更路線図)



路線変更箇所【市道6-0016号線】

【変更前】

起点：下稲吉2320番1
 終点：下稲吉2298番2
 延長：260.00m
 幅員：(最小) 13.00m (最大) 17.00m

【変更後】

起点：下稲吉2321番3
 終点：下稲吉2298番2
 延長：220.00m
 幅員：(最小) 13.00m (最大) 17.00m

凡例	
変更前路線	
変更後路線	

縮尺 1 : 2500

0 10 20 30 40 50 60

議案第46号	市道路線の廃止について
<p>1 要 旨</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>西成井地内に位置する市道の全部を貸付することに伴い、路線を廃止するもの。</p> <p>（1） 廃止しようとする路線</p> <p>ア 路線名 市道5008号線</p> <p>イ 延長 149.29メートル</p> <p style="text-align: right;">〔 都市建設部：道路課 〕</p>	

詳細位置図 (廃止路線図)



【路線廃止箇所】
市道5008号線
起点：西成井2566番5
終点：西成井2566番12
延長：149.29m
最小幅員：2.50m
最大幅員：2.58m

縮尺 1 : 2500
0 10 20 30 40 50 60